産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整理に関する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（専門子会社の業務等） **第十七条の二**　［略］ ［2～6　略］ 7　法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。 ［一～六　略］ 七　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項又は第二十五条第一項の認定を受けている会社 八　［略］ ［8～15　略］	（専門子会社の業務等） **第十七条の二**　［同上］ ［2～6　同上］ 7　［同上］ ［一～六　同上］ 七　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項の認定を受けている会社又は同法第百二十一条第一項の認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社 八　［同上］ ［8～15　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

第二条　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（専門子会社の業務等） **第四条の三**　［略］ ［2～6　略］ 7　法第十三条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。 ［一～六　略］ 七　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項又は第二十五条第一項の認定を受けている会社 八　［略］ ［8～15　略］	（専門子会社の業務等） **第四条の三**　［同上］ ［2～6　同上］ 7　［同上］ ［一～六　同上］ 七　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項の認定を受けている会社又は同法第百二十一条第一項の認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社 八　［同上］ ［8～15　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第三条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（専門子会社の業務等） **第七十条**　［略］ ［2～4　略］ 5　法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。 ［一～六　略］ 七　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項又は第二十五条第一項に規定する認定を受けている会社 八　［略］ ［6～13　略］	（専門子会社の業務等） **第七十条**　［同上］ ［2～4　同上］ 5　［同上］ ［一～六　同上］ 七　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第百二十一条第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社 八　［同上］ ［6～13　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	